

# 近隣トラブル弁護士保険(団体型) 被保険者向け加入内容説明書

- 当マンション組合では、より安心したマンションライフとするため、近隣トラブル弁護士保険(団体型)に加入しております。
- 保険の内容や保険金の請求方法が記載されておりますので、**必ずお読みいただき、大切に保管してください。**

## 近隣トラブル弁護士保険(団体型)の概要

マンション管理組合を契約者として、被保険者(居住者\*)が近隣トラブル時に遭った際に、法律の専門家(弁護士)に支払った法律相談・弁護士利用の費用が補償されます。

\* 外部区分所有者を含めた場合は、外部区分所有者を被保険者に含みます。

## 対象となる主な近隣トラブル

騒音・振動



異臭・悪臭



迷惑駐車



ゴミ捨て



左記の事例は代表的な近隣トラブルの例を示しています。対象となる近隣トラブルは裏面 約款の規定抜粋(ご留意点①)を必ずご確認ください。上階からの水漏れ等、約款上の近隣トラブルの定義に該当しない場合は支払対象となりません。

ペットの飼育



いじめ・いやがらせ



ストーカー被害



盗撮・盗聴



## お支払する金額

- 近隣トラブルが起きた場合に、弁護士に相談できる「法律相談」をご利用いただいた際の費用を保険金でお支払いします。
- 「法律相談」で解決しない場合、内容証明送付・代理交渉等でご負担された弁護士費用の70%を保険金でお支払いします。



詳細の支払事由は裏面 約款の規定抜粋(ご留意点②)を必ずご確認ください。併せて、保険金が支払われない免責となる事例は(ご留意点③)をご確認ください。

## 保険をご利用いただく場合の流れ

近隣トラブル発生後、被保険者の方が直接、ニッセイプラス少額短期保険のコールセンターに連絡してください。管理組合を経由する必要はありません。

\* 少短業者の事前同意なく、弁護士相談・弁護士利用された場合は保険金の支払対象となりません。

トラブル発生

保険金請求専用コールセンター

弁護士相談



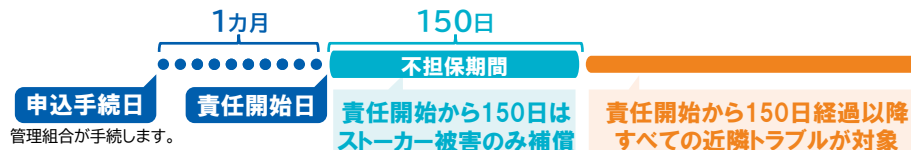
連絡先はこちら

【応対時間】  
平日 9:00-18:00



## 補償の開始について・不担保期間

- 当保険では、マンション管理組合による申込手続きから1ヵ月後に責任開始します。
- 責任開始から150日間は、ストーカー被害のみ補償され、**150日経過以降にすべての近隣トラブルが対象**となりますので、ご注意ください。



- \* 更新した場合、更新後の契約に不担保期間は適用されません。すべての近隣トラブルが対象となります。
- \* 新たに入居した方が不担保期間の途中で被保険者となった場合も不担保期間が適用されます。既存の被保険者と同じタイミングですべての近隣トラブルが対象となります。不担保期間終了後に新たに被保険者となった場合は、不担保期間は適用されません。

## よくあるご質問

|   |                                                                             |
|---|-----------------------------------------------------------------------------|
| Q | 家族が近隣トラブルに巻き込まれた場合でも利用できますか。                                                |
| A | はい。保険をご利用できる方(被保険者)は、ご本人と、同居の配偶者・子・親族です。別居の子は含まれません。                        |
| Q | 近隣トラブル以外での弁護士相談等でも補償対象となりますか。                                               |
| A | 対象となりません。対象となる近隣トラブルは、裏面 約款の規定抜粋(ご留意点①)をご覧ください。                             |
| Q | 加入前から起きているトラブルでも保険を利用できますか。                                                 |
| A | 利用できません。保険期間開始後に生じたトラブルを原因とした法律相談等が補償対象となります。加入前や不担保期間中に起きたトラブルは支払対象外となります。 |
| Q | マンションから退去した場合はどうなりますか。                                                      |
| A | 当契約から脱退することとなるため、退去以降、当保険の対象(被保険者)とはなりません。                                  |
| Q | 保険料は誰が支払うのですか。                                                              |
| A | 契約者であるマンション管理組合が保険料を負担します。                                                  |
| Q | 既に個人で弁護士費用保険に加入しています。保険金は二重に受け取れるのですか。                                      |
| A | 当保険と他の保険のいずれからも保険金が支払われる場合がありますが、負担した費用の額を超えて支払われることはありません。                 |
| Q | 引受少額短期保険業者のニッセイプラス少額短期保険は、日本生命と関係がある会社ですか。                                  |
| A | ニッセイプラス少額短期保険(株)は、日本生命保険(相)の100%子会社です。                                      |

お探しの質問が見つからない場合、お手数ですが右の二次元コードから、ニッセイプラス少額短期保険(株)まで直接お問い合わせください。



# ご留意事項(約款抜粋)・他

・この商品の約款は右の二次元コードから全量を確認することができます。



## ご留意点① 対象となる近隣トラブル 約款 第1条(用語の定義)

1.被保険者の私生活\*1において、以下の各号の事由に起因して、他人との間に発生したトラブルをいいます。

- (1)ゴミ、廃棄物等の投棄
- (2)騒音、振動、日照、通気、景観、電波障害または異臭・悪臭等
- (3)動物もしくは植物の飼育または一時的な持込み
- (4)対象住宅の隣地からの樹木の越境または物の放置\*2
- (5)自動車、原動機付自転車または自転車等の車両の所有、使用、管理または駐車・駐輪
- (6)道路\*3または共用部の使用
- (7)空き家\*4問題
- (8)誹謗中傷、風評被害、いじめまたはいやがらせ行為\*5\*6\*7
- (9)認知症に起因するひとり歩き

2.以下の各号の事由については、他人の行為に起因するこれらの事由によって被保険者が被害を被った場合にのみ、近隣トラブルに含みます。当該トラブルのことを「ストーカー行為等のトラブル」といいます。

- (1)のぞき、盗撮、盗聴、住居侵入等の行為\*6\*7
- (2)【別表4】に定めるストーカー行為等\*6\*7

\*1:職務または業務に関することを除く、被保険者の日常生活をいいます。 \*2:土地の筆界、所有権界、占有権界等に関するいわゆる境界問題を含まません。 \*3:公道の他、私道、里道、農道、林道および公園道・園路を含みます。 \*4:「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定する「空家等」をいいます。 \*5:悪口、仲間外れ、集中攻撃、さらし行為等を含みます。 \*6:警察署に被害の届出をし、受理された場合に限りです。 \*7:これらの行為がもたらインターネットを通じて行われた場合を除きます。

## 【別表4】ストーカー行為等（第1章総則 第1条関連）

この約款において「ストーカー行為等」とは、特定の者またはその親族、その他特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対して、以下のいずれかの行為を反復して行い、相手に身体の安全、住居等\*11の平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為をいいます。

- (1)つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等\*11の付近において見張りをし、または住居等\*11に押し掛けること
- (2)その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、またはその知りうる状態に置くこと
- (3)面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること
- (4)著しく粗野または乱暴な言動をすること
- (5)電話をかけても何も告げず、または拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけもしくは大規模な装置または電子メール等を用いて送信すること
- (6)汚物、動物の死体のその他著しく不快または嫌悪の情を催させるような物を送付したまたはその知りうる状態に置くこと
- (7)その名誉を害する事項を告げ、またはその知りうる状態に置くこと
- (8)その性的羞恥心を害する事項を告げもしくはその知りうる状態に置き、またはその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付もしくはその知りうる状態に置くこと

\*11:住居、勤務先、学校その他の通常所在する場所をいいます。

## ご留意点②-1 対象となる近隣トラブル 約款 第4条(近隣トラブル法律相談費用保険金を支払う場合)

### 第4条 (近隣トラブル法律相談費用保険金を支払う場合)

1 会社は、不担保期間経過後の保険期間中に被保険者の私生活\*1において生じた近隣トラブル\*2に起因して被保険者が相談事案に直面した場合に、被保険者がその解決のために弁護士に依頼し、弁護士費用を負担したことによって被った損害に対して、近隣トラブル法律相談費用保険金を下表に従い支払います。

| 保険金の種類          | 支払う費用の範囲                                                                                                                                               | 支払う保険金の額  | 支払限度額                                                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------|
| 近隣トラブル法律相談費用保険金 | 法律相談費用のうち、以下の各号のすべてに該当するもの<br>(1)事故が生じた日からその日を含め1年以内に生じた費用<br>(2)この保険契約が有効に継続している間に生じた費用<br>(3)日本国内における弁護士の活動に伴い、日本国内で発生した費用<br>(4)あらかじめ会社の同意を得て支出した費用 | 法律相談費用のうち | 1回の事故につき、契約内容確認に記載した被保険者あたりの金額。ただし、1保険期間につき、保険金額を限度とします。 |

2 前項の規定にかかわらず、ストーカー行為等のトラブルについては、不担保期間を設けず、保険期間中にストーカー行為等のトラブルに起因して被保険者が相談事案に直面した場合に、被保険者がその解決のために法律相談を弁護士に行い、法律相談費用を負担したことによって被った損害に対して、近隣トラブル法律相談費用保険金を前項の表に従い支払います。

\*1:職務または業務に関することを除く、被保険者の日常生活をいいます。 \*2:この補償条項において、「事故」といいます。

## ご留意点②-2 対象となる近隣トラブル 約款 第4条(近隣トラブル弁護士費用保険金を支払う場合)

### 第5条 (近隣トラブル弁護士費用保険金を支払う場合)

会社は、不担保期間経過後の保険期間中に被保険者の私生活\*1において生じた近隣トラブル\*2に起因して被保険者が弁護士事案\*3に直面した場合に、被保険者がその解決のために弁護士と弁護士委任契約を締結し、弁護士費用等\*4を負担したことによって被った損害に対して、近隣トラブル弁護士費用保険金を下表に従い支払います。

| 保険金の種類         | 支払う費用の範囲                                                                                                                                                                                                                      | 支払う保険金の額                                   | 支払限度額                                    |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|
| 近隣トラブル弁護士費用保険金 | 弁護士費用等のうち、以下の各号のすべてに該当するもの<br>(1)事故が生じた日からその日を含め1年以内に締結された弁護士委任契約において対象となった弁護士事案*3について生じた弁護士費用<br>(2)この保険契約が有効に継続している間に締結された弁護士委任契約において対象となった弁護士事案*3について生じた費用*5<br>(3)日本国内における弁護士の活動に伴い、日本国内で発生した費用<br>(4)あらかじめ会社の同意を得て支出した費用 | 弁護士費用等*4の額に契約内容確認に記載した被保険者あたりの保険金額を限度とします。 | 1保険期間につき、契約内容確認に記載した被保険者あたりの保険金額を限度とします。 |

\*1:職務または業務に関することを除く、被保険者の日常生活をいいます。 \*2:この補償条項において、「事故」といいます。 \*3:日本国内の裁判所を管轄裁判所とし、かつ、日本の国内法が適用される事案に限りです。 \*4:被保険者が第三者から回収した金額がある場合には、その金額を差引いた額とします。 \*5:円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した額とします。

## ご留意点③ 免責事由 約款 第6条(保険金を支払わない場合)

### 第6条 (保険金を支払わない場合)

1 会社は、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた相談事案または弁護士事案に対しては、近隣トラブル法律相談費用保険金および近隣トラブル弁護士費用保険金を支払いません。

- (1)保険契約者\*1、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 (2)被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合において、その者\*1またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受取るべき金額を除きます。 (3)戦争\*2、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロリズム\*3その他これらに類似の事変または暴動\*4 (4)地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (5)核燃料物質\*5に汚染された物\*6の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 (6)前号以外の放射線照射または放射能汚染 (7)第3号から前号までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (8)第3号から前号までの事由によって生じた事故の延焼または拡大 (9)大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、液状化、悪臭、日照不足、電磁波障害、または人の健康もしくは生活環境に被害を及ぼすその他の大規模な事象でこれらに類するもの\*7 (10)被保険者の職務または業務の遂行に起因して生じた事由 (11)不担保期間が経過する日までに発生していたと会社が合理的に判断する事故に起因して生じた損害 (12)被保険者の闘争行為\*8、自殺行為または犯罪行為 (13)被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら\*9行った行為 (14)保険契約者\*1と被保険者の間または同居する被保険者相互間で生じた事由 (15)婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続について生じた事由 (16)保険契約または共済契約等によって生じた事由 (17)被保険者以外の者\*10が遭遇した事実を起因して、被保険者が監督義務者または扶養義務者として近隣トラブルに直面した場合 (18)契約上の地位の移転、債権譲渡、債権引受、相続その他の事由により権利義務の移転があった結果、移転前に生じていた事故に関し、被保険者が当事者となった場合 (19)社会通念上、法的解決を怠らまいと考えられる、以下のいずれかに該当するトラブル ①社会生活上の受忍限度を超えるとはいえないもの ②一般に道徳、道義、倫理その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられるもの ③自律的な法規規を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事実と認められるもの (20)憲法、条約、法律、命令、規則および条例の制定または改廃について要求するもの (21)偶然な事故\*11により生じた認められるまたは財物の損壊\*12 (22)台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地滑り、高潮、土石流その他の異常な自然現象 (23)石綿もしくはその他の発がん性物質、外因性内分分泌かく乱化学物質、または人の健康もしくは生活環境に被害を及ぼすその他の物質の有害な作用 (24)国、地方公共団体、行政庁その他の行政機関を相手方とするもの (25)取引によって取得もしくは譲渡した不動産、動産、有価証券またはその他の権利の財産的価値が、経済状況または社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生したものの (26)預託等取引契約\*13に関するもの (27)連鎖販売取引\*14または無限連鎖講\*15に関する取引に関するもの (28)被保険者の刑事事件\*16、少年事件\*17または医療観察事件\*18 (29)保険契約者\*1または被保険者の公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為 (30)以下の者を相手方とする場合 ①対象住宅がある地域を対象として設置された町内会等の自治組織 ②対象住宅が属するマンション等において設置された管理組合またはその管理組合との委託契約に基づき管理業務を行う者 ③会社、会社の株主またはその関連会社、ならびにこれらの役員員 ④弁護士委任契約を締結した弁護士 (31)賃貸契約上のトラブル(敷金・礼金、退去時のトラブル) (32)家主の管理責任に起因するトラブル

2 会社は、第1項各号の他、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた事故、弁護士事案に対しては、近隣トラブル弁護士費用保険金を支払いません。

- (1)被保険者が相手方に請求する額が5万円未満のもの (2)保険契約の趣旨に鑑み、濫用性が高いと会社が判断する以下の行為 ①権利行使によって何ら利益がもたらされないにもかかわらず、単に相手方を害する目的でなされる行為 ②権利行使によって得る利益と比較して、相手方の受ける不利益が明らかに大きい行為 ③実現不可能な行為を要求する等、正当な権利行使の範囲を逸脱した行為 ④その他、①から③と同程度に濫用性が高いと考えられる行為 (3)被保険者が弁護士委任契約を締結し法的解決を図ったとしても、勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかなる場合

\*1:法人の場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 \*2:他国との戦闘状態に入ることを行い、宣戦の有無を問いません。 \*3:他の政府、公衆または公衆の一部を脅威にさらすことを目的とし、単独であるかあるいは組織の代行かまたは政府の援助を受けているか、宗教的、イデオロギー的行動として行われるかを問わず、個人または団体により行われる暴力、暴力、あるいはこれらによる脅威をいいます。 \*4:群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 \*5:使用済燃料を含みます。 \*6:原子核分裂生成物を含みます。 \*7:近隣トラブルに該当するものを含みません。 \*8:喧嘩、絡まわり暴力を含みます。 \*9:認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 \*10:被保険者と同居する被保険者の親族および被保険者の未成年の子を除きます。 \*11:自動車、原動機付自転車または自転車等による交通事故を含みます。 \*12:有価証券の滅失、破損または汚損を含みます。 \*13:特定商品等の預託等取引に関する法律に規定する預託等取引契約をいいます。 \*14:「特定商取引に関する法律」に規定する連鎖販売取引をいいます。 \*15:「無限連鎖講の防止に関する法律」に規定する無限連鎖講をいいます。 \*16:「刑事訴訟法」に基づき、犯罪を行った者に対する刑罰等を決定するための手続きに関する事件をいいます。 \*17:「少年法」に基づき、犯罪を行った少年に対する措置を決定するための手続きに関する事件をいいます。 \*18:「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失または心神耗弱の状態での他害行為を行った者に対する処遇の要否等を決定するための手続きに関する事件をいいます。

## 指定ADR機関

商品やサービスに対するご不満・苦情等について当社と間で解決できない場合には、当社が加盟する指定ADR機関(保険業法第2条第28項に規定する「指定紛争解決機関」)である日本少額短期保険協会の「少額短期はげん相談室」をご利用いただくことができます。

指定紛争解決機関 一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期はげん相談室」 電話：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755 受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00 受付日：月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

【取扱代理店】大和ライフネクスト株式会社 東京都港区赤坂5-1-33

【引受少額短期保険業者】ニッセイプラス少額短期保険株式会社 東京都千代田区大手町1-6-1 募集文書審査：NP2024-132 12月23日